

## 呉市長交際費支出基準

### 1 目的

市長交際費の支出基準を定めることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深めるとともに、公平で公正な執行を図ることを目的とする。

### 2 支出の相手方

市長交際費は、次に掲げる個人又は団体に対し、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出できるものとする。

- (1) 呉市の事務事業に直接関係のあるもの
- (2) 市政について功績が顕著であったもの
- (3) 災害又は事故等に遭ったもの
- (4) その他市長が特に必要と認めたもの

### 3 支出基準

市長交際費の支出基準は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げるもの以外の事案が発生した場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。

### 4 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

### 5 実施期日

この基準は、平成23年7月7日から実施し、同日以降において支出する市長交際費について適用する。

#### 【別表】

支出目的	対象者等	金額
お祝い	総会・祝賀会・各種団体の大会等への出席祝金（懇親会・会食等飲食が伴う場合のみ支出）	5千円（会費等が明記されている場合はその金額）
お見舞	病気や災害に係るお見舞で、市長が特に必要と認めるもの（他都市への災害等の見舞を除く。）	1万円以内
香典	条例表彰者、市政に貢献された方	1万円以内
	市議会議員、地元選出国会議員・県議会議員（いずれも元職を含む。）	1万円
	市議会議員、地元選出国会議員・県議会議員の一親等親族	1万円
	近隣首長（元職及び合併町の旧職を含む。）	1万円
	近隣首長（合併町の旧職を含む。）の一親等親族	1万円
	その他市長が特に必要と認める者	1万円以内
供花等	香典対象者のうち市長が特に必要と認める者	社会通念上妥当と認められる額
会費	会費を必要とする会合等への参加に要する経費	会費相当額
懇談会費	市政運営上有益な交際を目的とする懇談に要する経費	社会通念上妥当と認められる額
記念品代	国内外の来客等に対する記念品又は交際上必要な手土産や贈答品の購入等に要する経費	社会通念上妥当と認められる額